

米国による輸入規制の緩和の概要 (平成28年12月29日時点)

1. 米国政府は、日本で出荷制限措置がとられた品目について、県単位で輸入停止措置を講じるとともに、その他の品目については、米国の食品安全基準に違反していないことの証明又は米国側でのサンプル検査等を課しています。
2. 今回、米国政府は、日本政府が平成28年11月14日に福島県産のババガレイの出荷制限を解除したことに伴い、輸入アラート(※)における輸入停止を解除しました（別紙）。

※ F D A 輸入アラート99-33

http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html

（参考）米国の輸入規制の概要

区分	対象県	品目	規制内容
1	青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、山梨、長野、静岡（14県）	日本国内で出荷制限対象となっている品目（県単位）（F D A 輸入アラートに基づく）	輸入停止
2	岩手、宮城、福島、栃木、群馬（5県）	牛乳、乳製品（輸入停止品目を除く）	米国の食品安全基準に違反していないことの証明の添付により許可され得る。
		上記品目以外の食品、飼料	米国にてサンプル検査
3	上記5県以外	全ての食品、飼料（輸入停止品目を除く）	

米国の輸入停止品目
(F D A 輸入アラート99-33に基づく)

平成28年12月29日米国政府公表

対象県	輸入停止品目
青森	野生のキノコ類
岩手	タケノコ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、野生のセリ、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、ワラビ、クロダイ、スズキ、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、牛の肉、シカの肉、ヤマドリの肉
宮城	ゼンマイ、タケノコ、（野生の）コシアブラ、（野生の）タラノメ、クサソテツ、原木シイタケ（露地栽培）、野生のキノコ類、アユ（養殖を除く）、ヤマメ（養殖を除く）、クロダイ、ウグイ、スズキ、イワナ（養殖を除く）、牛の肉、クマの肉、イノシシの肉
山形	クマの肉
福島	原乳、野生のタラノメ、タケノコ、非結球性葉菜類（コマツナ、シュンギク、チングンサイ、ミズナ、サニーレタス、ホウレンソウ及びその他の非結球性葉菜類）、結球性葉菜類（キャベツ、ハクサイ、レタス）、アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー）、クリ、野生のフキノトウ、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、キウイフルーツ、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、キノコ類、クサソテツ、ワラビ、米、カブ、ウメ、フキ、ウワバミソウ、ユズ、カサゴ、アユ（養殖を除く）、イカナゴ（稚魚を除く）、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ヌマガレイ、 バガレイ ムシガレイ、ムラソイ、ビノスガイ、ヤマメ（養殖を除く）、ウグイ、ウナギ、イワナ（養殖を除く）、コイ（養殖を除く）、クマの肉、牛の肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、キジの肉、ノウサギの肉、カルガモの肉
茨城	原木シイタケ、タケノコ、野生のコシアブラ、ウナギ、シロメバル、コモンカスベ、アメリカナマズ（養殖を除く）、イシガレイ、イノシシの肉
栃木	野生のタラノメ、タケノコ、クリ、野生のサンショウ、野生のゼンマイ、（野生の）コシアブラ、野生のワラビ、野生のクサソテツ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、牛の肉、イノシシの肉、シカの肉
群馬	野生のキノコ類、ヤマメ（養殖を除く）、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、シカの肉
埼玉	野生のキノコ類
千葉	シイタケ、コイ、ギンブナ、ウナギ、イノシシの肉
新潟	クマの肉
山梨	野生のキノコ類
長野	野生のキノコ類、コシアブラ
静岡	野生のキノコ類

※前回、米国政府が公表した時点（平成28年10月7日）の輸入停止品目と比較して、削除された品目については、取消し線及び赤字で記載しています。